社会保険労務士法人国際労務パートナーズ

事務所だより

2021 年 11 月号

だんだんと肌寒い日が増えてきましたが、みなさま、いかがお過ごしですか。
「事務所だより 11 月号」をお届けします。
日常の業務にお役立ていただければ幸いです。
掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問合わせください。

この号の内容

1　健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されます（令和４年１月～）
2　賞与の社会保険料
3　社員が通勤途上でケガをした場合
4　当事務所から

傷病手当金の支給期間が通算化されます（令和４年１月～）

治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障ができるよう、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、健康保険法等が改正されました。

【改正のポイント】

■傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して１年６か月」になります。

・同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して１年６か月に達する日まで対象となります。

・支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して１年６か月を超えても、繰り越して支給可能になります。

●この改正は、令和４年１月１日から施行されます。

・令和３年 12 月 31 日時点で、支給開始日から起算して１年６か月を経過していない傷病手当金（令和２年７月２日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です。

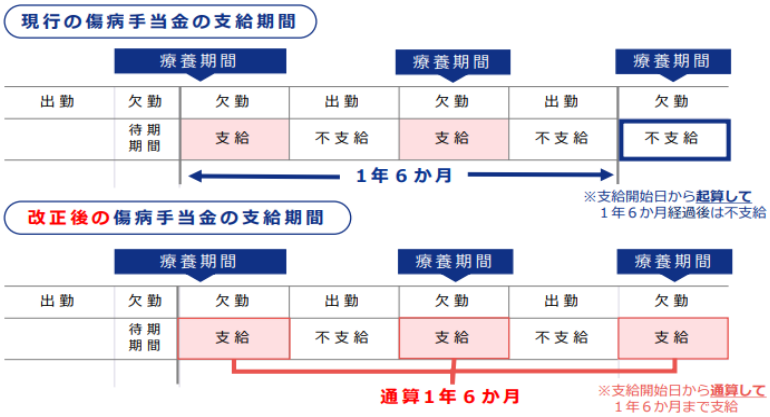

【詳しい内容はこちらをクリック】

https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000857062.pdf

賞与の社会保険料

12 月は賞与（ボーナス）を支給する会社が多い時期ですが、賞与（年に 3 回以下の支給の場合）にも社会保険料（健康保険料・厚生年金保険料）がかかることをご存じでしょうか。

会社は賞与を支払った日から**5 日以内**に「**被保険者賞与支払届**」を年金事務所へ届出をすることとなっています。また、日本年金機構に登録している賞与支払予定月に、いずれの被保険者及び 70 歳以上被用者にも賞与を支給しなかった場合は、「**賞与不支給報告書**」をご提出ください。

健康保険組合に加入している会社は健康保険組合にも届出をします。

賞与を支給する都度届出をし、社会保険料を納付しますが、賞与の厚生年金保険料は将来の年金額にも影響しますので大切な手続きです。忘れずに手続きしましょう。

【詳しい内容はこちらをクリック】

https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hoshu/20141203.html

https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2021/202103/20210304.html

社員が通勤途上でケガをした場合

従業員が業務上や通勤途中で病気やけがをした場合は、労災保険から病院の診察代が支給される「療養（補償）給付」が受けられます。

診察を受ける医療機関が労災保険を取扱う場合は、その医療機関を経由して、労働基準監督署に所定の請求書を提出します。

また、労災保険の取扱いのない医療機関で診察を受けた場合は一旦治療費を全額負担した上で、

その領収書と一緒に所定の請求書を直接労働基準監督署に提出します。

それにより負担した治療費が後日戻ってきます。

当事務所から

事務所だより 11 月号はいかがでしょうか。

今年はコロナウィルスに加え、インフルエンザの流行も予想されているので、

健康管理には気を付けて冬を乗り切りましょう。

international HR Partners
社会保険労務士法人　国際労務パートナーズ
〒107-052　東京都港区赤坂7-5-6-408
tel:03-5544-8538　fax:03-5544-8539